

令和 5 年度第 5 回福生市地域福祉推進委員会会議要録

日時	令和 5 年 11 月 17 日(金) 午後 1 時 30 分 ~ 午後 2 時 53 分
場所	もくせい会館 3 階 301・302 会議室
出席者	会長 萬沢 明 委員 菱田秀雄、笹本みゆき、徳田稔、柿崎ひとみ、小川肇、大戸規彰、土谷利美、森田秀司、小川恵子、濱中供子、沢本善弘
事務局	田村福祉保健部長、石野社会福祉課長、神田障害福祉課長、天野介護福祉課長、石川福祉総務係長、西野福祉総務係主査、小村高齢者支援係長、村社高齢者支援係主査、佐野高齢者支援係主査、西間木介護保険係長、浦野介護保険係主査 平澤障害福祉係主事、小野瀬福祉総務係主事

[事前配付資料]

- ・事前資料 1 福生市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画中間答申(案)
- ・事前資料 1-2 福生市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画 概要版(案)
- ・事前資料 2 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 9 期) 中間答申(案)
- ・事前資料 2-2 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 9 期) 概要版(案)

[当日配付資料]

- ・資料 3 令和 5 年度第 4 回福生市地域福祉推進委員会 会議要録
- ・当日差し替え資料 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画(第 9 期) 中間答申(案)

1 開会(福祉保健部長)

事務局： 定刻となりましたので、ただいまから令和 5 年度、第 5 回福生市地域福祉推進委員会を開会します。

本日は(佐々木委員、高橋委員、早田委員、波多野委員、西村委員、三井田委員、白石委員、前委員、半澤委員、杉本委員)が御都合により欠席をされる旨、事前に御連絡いただきました。本日は各計画案の中間答申について御協議いただく予定ですので、よろしくお願いします。

2 会長あいさつ

会長： 本委員会は今回が中間答申となりますので、パブリックコメントの前にある程度計画の内容を決定していく必要があります。皆様、御討議よろしくお願いします。

3 議題

(1) 福生市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の中間答申(案)について

会長： それでは、本日の議事に入ります。

議題(1)、福生市障害者計画・第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画の中間答申(案)について、事務局から説明をお願いします。

事務局： 議題の（1）福生市障害者計画・第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画中間答申（案）、並びに概要版（案）について御説明します。

事前資料1をお願いします。前回10月に実施した第4回地域福祉推進委員会で令和6年度から8年度までの3年間の次期障害者計画等の素案について御説明しました。

今回は前回の地域福祉推進委員会以降に修正をした中間答申（案）及び概要版（案）を中心について御説明します。

中間答申（案）を1枚めくり、「はじめに」という箇所では、今後、加藤市長の写真及び計画策定に向けたあいさつ文を掲載予定です。右側のページからが目次となります。前回の会議資料では第1章から第7章まで掲載していましたが、今回、第7章の後に資料編として、用語解説、地域福祉推進委員会条例、委員名簿、経過、諮詢書等のうち、現時点で記載が可能な部分を掲載しています。

第2章23ページを御覧ください。「③ 相談支援事業」について、「障害者やその家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供、福祉サービスの利用支援、権利擁護のために必要な援助などを行います。」とありますが、前回の会議では、その文言の後に括弧書きで（自立支援協議会の運営も含む）と記載をしていましたが、これは誤りで、自立支援協議会は含みませんので削除しています。

また【計画値と実績値（年当たり）】表中に「障害者相談支援事業」とありますが、令和3年度及び令和4年度の計画値は「3箇所」と記載しており、これに対して前回の会議では、実績値が「7箇所」と記載していましたが、これは「3箇所」の誤りでしたので、計画値通りに訂正をしています。同様に、下段に記載の【概括】の内容を修正しています。

続きまして33ページをお願いします。「③ ピアサポートの活動への参加者数」とあります。前回はその下の説明文について、「保健所との連携に努め、「ピアサポートの活動への参加」を促進します。」と記載をしていましたが、説明文を補足し、ピアサポートが「障害のある人自身が、自らの体験に基づいて、同じ障害のある方を支えあう「ピアサポートの活動への参加」を促進します。」との説明を加筆しています。

64ページをお願いします。「(2) 子どもの健やかな発育・発達を支援するまちづくり」の一番下段の丸印について、前回の会議では記載として、「今後、医療的ケアが必要な児童が増えることが予測されるため、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携強化が必要となります。」としていましたが、令和4年度から府内において障害福祉課が窓口となり、医療的ケア児等支援関係機関連絡会を設置しましたので、加筆修正しています。

84ページをお願いします。「(3) 外出支援施策の推進」の箇所の主な施策の一覧「⑧ 福祉バスの利用促進」について、記載箇所を8番目とし、所管課欄から障害福祉課を外しています。

106ページをお願いします。「⑤ 精神障害者の自立訓練（生活訓練）」について、令和6年度から3年間のサービス見込み量を記載していますが、前回資料では数値が大きく掲載されていたため、見込み量として修正が必要と判断し、適正值として表記の数値に修正しています。

続きまして、事前資料1-2をお願いします。こちらは先ほど御説明した障害者計画等の概要版です。本編の計画から次期計画の中核的な部分を抜粋して作成したもので、令和6年度から令和8年度の施策の展開や成果目標、サービスの見込み量等から構成されています。

8つの項目で構成されていまして、前回の地域福祉推進委員会でも御説明しましたが、1ページは「1 計画の目的と位置付け」、「2 計画の期間」、「3 計画の対象」となります。次のページをお願いします。「4 計画の展開」ですが、4つの基本目標から合計17の施策の方向に展開していくものです。

次のページの次期計画の成果目標ですが、国の基本的な考え方を踏まえ、福生市としての目標設定を行ったものです。本年の2月に厚生労働省社会保障審議会から、障害福祉サービス等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の方向性を受けて、国から示されている成果目標に福生市の実態を勘案した成果目標としています。全体の大きな方向性としては、障害のある方が入所や入院等から地域生活への移行を踏まえて、地域で支えていく体制を構築するような目標となっています。

具体的な成果目標を簡単に説明しますと、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」は現行計画に引き継いで目標設定をしています。

上から3つ目に「地域生活支援拠点が有する機能の充実」とありますが、こちらは現行計画では、地域生活支援拠点を整備するとしていますが、福生市において令和4年4月より4箇所の施設と協定を締結しており、地域生活支援拠点として、相談、緊急時の受け入れ、親元や施設などから移行する際の体験の機会・場の確保等の機能を確保しています。

次期計画では、これらの地域生活支援拠点が有する機能を評価し、検証する機会を設定し、効果的な拠点の在り方について検証します。

下から2つ目の「相談支援体制の充実・強化等」を御覧ください。「令和8年度末までに、基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制の強化を図る体制を確保する」として、目標を「充実」としています。前回の会議で御質問がありましたが、コロナ禍以降の相談件数は増加傾向にあります。現状においても、保健師や精神保健福祉士、社会福祉士等の有資格者が相談支援を行っていますが、基幹相談支援センターとして体制強化を図っていきます。

また、その下段「令和8年度末までに、自立支援協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行うとともに、これらの取組を行うために必要な自立支援協議会の体制を確保する。」としています。現在、自立支援協議会において、これまで福生市には無かった5つの部会を新たに設けて、現場の情報を共有し、支援に生かしていくための体制について、事業所連絡会の皆様と検討を進めています。

全体として、地域生活の継続の支援のための地域生活支援拠点が有する機能の充実、福祉施設から一般就労への移行、地域における相談支援体制の充実強化、障害福祉サービスの質の向上を成果目標にしたいと考えています。

4ページ、「6 障害福祉サービス・相談支援の提供見込み量一覧」、及び「7 障害児通所支援サービスの提供見込み量一覧」についてです。現行計画から実績を勘案して設定していますが、数値が1名で推移しているサービスについては、総合支援法、児童福祉法でサービスとして位置づけられていますが、現行計画においてはサービス利用がないものを1名と表記しています。これらのサービスについては、もともと都内に施設が少ないという事情もあります。福生市からサービス提供されている方につきましても市外や都外にいる方もいらっしゃることもあり、今後サービス利用が発生する可能性もあるため、このような提供見込みとしています。

説明は以上です。

会長：只今の説明、資料内容を踏まえて御質問や御意見のある方はいますか。私の方からよろしいでしょうか。事前資料1-2の3ページ「5 成果目標」の「地域生活支援拠点が有する機能の充実」の下段に、「令和8年度末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。」とありますが、強度行動障害を有する障害に対しては市内で取り扱う施設は見当たらないこともあり、整備していくことは非常に大変だと感じます。障害福祉課としては、どのような体制を構築していく予定ですか。

事務局：強度行動障害者の対応について、各施設に受入れを打診していく中で、なかなか引き受け先が決まらない状況にあります。地域生活支援拠点として協定を締結した4施設から都外の施設や受入れについてのアドバイスを頂く等関係機関と連携して支援していく形を想定しています。

会長：強度行動障害については通所施設も入所施設も不足している現状にあります。他市では在宅で強度行動障害の方を通所サービスで受け入れている施設もあると伺いましたので、そのような施設の経験も伺いながら整備できれば良いのではと感じました。精神障害と強度行動障害の方に関しては対応が難しいと思いますので、市の今後の整備に対して期待しています。他にありますでしょうか。

委員：計画を拝見して、障害者のみならず、障害児へのサポートが手厚く感じられ、嬉しく思いました。事前資料1の91ページに「医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携し協議する。」とありますが、具体的にどのような関係機関で協議するものなのでしょうか。

事務局：こちらは令和4年度より「医療的ケア児等支援連絡会議」という支援の協議の場を設けることになり、障害福祉課以外にも、保育園、子ども家庭支援センター、健康課の子育て世代包括支援センター等の府内関係機関が参加しています。障害福祉課には医療的ケア児支援コーディネーターの職員がいますので、保育園から支援の希望があった場合、関係機関を招集し、どのように支援していくかを検討していく場となっています。

会長：その他いかがでしょうか。他になければ、次に進みます。

(2) 福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）の中間答申（案）について

事務局： それでは、福生市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第9期）中間答申（案）について御説明します。

事前資料2-2をお願いします。こちらは、本計画の概要版です。

1ページには、計画の目的と位置づけ、計画期間を記載しています。資料をお開きいただくと、第9期計画の施策の基本理念、基本方針、施策の方向性、主な施策が1枚で御覧いただける資料となっています。施策の方向性までは、前回の会議から変更はありませんが、主な施策については、事業の紐づけや記載の名称等を見直し、修正しています。

4ページをお願いします。こちらには、第9期の介護保険料について、所得段階別に記載する予定です。なお、第9期介護保険料については、国が標準段階を現行の9段階からさらに多段階化し、より低所得者の負担を軽減する方向で調整中であるとの情報を得ていますが、基準額に対する割合等の詳細は年末以降に公表される予定となっています。そのため、第8期計画の策定時と同様、中間答申（案）においては、介護保険料の算定に関わる部分は、算定中として提出します。

それでは、事前資料2、計画書本編について御説明します。前回の地域福祉推進委員会でお示しした計画案の中で、未完成だった箇所を中心に御説明します。

9ページをお願いします。「(4) 日常生活圏域と地域包括支援センター」についてで、令和4年度に再配置された地域包括支援センターの担当エリアと高齢者人口を記載しました。

11ページをお願いします。「3 介護保険制度における認知症者の状況」について、こちらは、介護認定時に主治医意見書に記載された認知症高齢者の自立度がⅡ以上の方の割合、主な生活場所等を記載しています。自立度Ⅱ以上の判定基準は、「日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少みられるが、誰かが注意していれば自立できる」とされていまして、自立度Ⅱ以上の方の割合が増加傾向にあります。

39ページをお願いします。併せて差し替え資料の1を御覧ください。39ページでは、「基本方針1」、「施策の方向性1」の事業として、現在14の事業を位置付けていますが、「長寿ふれあい食堂補助金」について、府内での調整により、実施の方向となりましたので、新たに追加し、15事業とします。

48ページをお願いします。本計画で新たに基本方針として位置付けた認知症施策について、認知症基本法の基本理念や市の取組内容を記載しました。

56ページをお願いします。こちらは、「介護給付適正化計画」を記載しています。ページの下段にもあるとおり、これまで、給付適正化主要5事業とされていた内容について、より費用対効果を見込みやすくするため、国において主要3事業に再編される予定です。

57ページについては、差し替え資料の2を御覧ください。中間答申（案）印刷後に、東京都の「第9期保険者に標準的に期待する目標等」が示されたので、内容を踏まえ、

取組内容や各年度の目標値を一部修正しました。

62 ページをお願いします。「第3章 介護保険事業計画」は、介護保険料の算定に関する部分で、第8期の利用状況、2040年を見据えた利用見込み等を記載している章となります。

64・65 ページは、差し替え資料の3、4を御覧ください。事前資料のデータ基準日は令和5年度でしたが、今後の数値の変動があることから、確定している令和4年度のデータを使用することとしたため、資料の差し替えをお願いします。本市の傾向として、介護サービスの利用率は、全国や東京都と比較して高い水準にあります。さらに、下のグラフにもあるとおり、介護度が重くなるほど、在宅サービスの利用率が低くなっています。在宅での生活が困難になっていることがうかがえます。65 ページには、介護度別の施設サービス受給率を掲載しています。

66 ページをお願いします。こちらには、第8期計画の総事業費を端数処理して掲載しています。令和5年度は見込み値ですが、令和3年度の12.4%増になると見込んでいます。

67 ページは差し替え資料の5を御覧ください。先ほどと同様、下のグラフの数値を令和4年度のデータに差し替えていました。ここからは、サービスごとの利用状況を掲載しています。居宅サービス・介護予防サービスの利用状況についてですが、利用者数は増加傾向にあります。

68 ページをお願いします。特徴的な増加がみられたサービスのひとつは、「訪問看護」で、令和4年度は令和3年度の14.7%増となっており、計画値に対しても大きく上回る利用がありました。もう一つは、「介護予防通所リハビリテーション」で、こちらは新型コロナウイルスによるサービスの利用控えがあったものが、回復傾向にあるのではないかと分析しています。

69 ページをお願いします。「(2) 地域密着型（介護予防）サービスの利用状況」についてです。令和3年度に認知症対応型共同生活介護、認知症の方向けのグループホームが開所したことにより、給付費も利用者数も増加しています。

70 ページをお願いします。「(3) 施設サービスの利用状況」についてですが、「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」の入所者が増加しており、給付費が増加しています。

71 ページをお願いします。主に要支援・要介護に該当しない高齢者を対象とした介護予防に関する事業の利用状況を記載しています。

73 ページ、74 ページについては差し替え資料の6を御覧ください。こちらも記載のデータを令和4年度のものに差し替えていました。「(5) サービス系列別一人当たり給付月額」についてですが、こちらは、第1号被保険者一人当たりの給付月額を示したものとなります。

75 ページをお願いします。「3 介護保険事業の展開」として、各サービスの利用見込みを、月ごとの利用人数で記載しています。この利用見込みは、国の見える化システムを使用し、過去の利用実績から増加率等を考慮し、推計しています。

106 ページについては、差し替え資料の7をお願いします。第1号被保険者の介護保

険料の見込みを記載しています。一部数値に誤りがありましたことから、差し替えをお願いします。

110 ページ以降の介護給付費の見込みについては、介護報酬改定や自己負担割合 2 割の対象者が未定であることから算定中としています。

また、119 ページ以降に記載の第 9 期介護保険料については、冒頭で御説明したとおり、算定に必要な情報が国から公表されていないため、算定中と記載しています。

なお、介護保険料については、今後国から示される内容を踏まえ、答申（案）に盛り込み、令和 6 年 3 月議会に介護保険条例の一部改正議案を提出し、議決をいただいた後に決定する予定です。

説明は以上です。

会 長： 国から細かい情報が示されていない部分もありますが、説明の中で御質問や御意見ありますでしょうか。

委 員： 事前資料 2 の差し替え資料 3、64 ページには、福生市の令和 4 年度の介護サービス利用率は全国及び東京都平均と比較して高い旨の記載がありますが、要因はどのようなものでしょうか。

事務局： 福生市では、独居の高齢者が比較的多い状況にあります。そういった方は機能が低下していくと、ひとりで住むことが困難になり、家族からの支援を受けられない方も多いため、結果的に施設に入所される方の割合が他の地域に比べて多いのではと分析しています。

会 長： 近年、特別養護老人ホーム等では「協力医療機関」が義務化されていますが、福生市においては、緊急時に入院を受け入れてくれる医療機関との連携はどのようになっていますか。

事務局： コロナ禍の対応を見ていきますと、入院機能を持つ病院と連携しているため、症状のある入所者は速やかに PCR 検査を受けられ、入院に繋がったという事例もありました。コロナ禍という時期もあり、連携先の病院に空きがなく、遠く離れた病院へ運ばれた方もいたと伺っていますが、日頃の関係性としてはそれぞれ病院と連携できる状況です。

委 員： 事前資料 2-2 の「3 計画の体系」、「II 地域で安心した生活を送る」の「(5) 在宅生活支援の充実」とありますが、住民向けに在宅医療の理解促進や普及啓発を目指した施策等はどのようなものがありますでしょうか。

事務局： 在宅医療の普及啓発について、市としては在宅医療に特化した事業はありませんが、都度お知らせをしています。その他、西多摩広域行政圏では住民向けの講演会が開催されています。

委 員： 事前資料 2、差し替え資料 1 の 39 ページの「長寿ふれあい食堂補助金」についてですが、どのような支援をしていただけなのでしょうか。

事務局： 現在、当市では該当の事業を実施するという方向性が定まったところですので、これから詳細を決定していく予定です。先行して実施している自治体の例としては、「特別養護老人ホームが開放日を定め、地域の高齢者が集まる場を提供する」、「子ども食

堂のように、自主グループで高齢者向けの食堂を開設している」というような活動や取組に対して補助金を支給する事業となっています。

会長：他にありますでしょうか。なければ、議題についてはここで終了とします。本日、皆様から挙がった御意見や御質問、その他修正等の反映については、パブリックコメントの時期まで時間がないことから、事務局に一任したいと思います。拍手で決を採りたいと思いますが、如何でしょうか。

～拍手多数～

拍手多数とのことですので、修正等は事務局に一任します。それでは、事務局にお返しします。

4 中間答申

事務局：委員の皆様、各議題等を御審議いただきありがとうございました。続きまして、次第の4、中間答申ですが、事務局から御説明します。

事務局：御審議いただいた2つの中間答申（案）につきましては、本日の審議内容を反映し、福生市地域福祉推進委員会からの中間答申とします。それでは会長より、中間答申を頂戴します。

～中間答申～

事務局：会長、委員の皆様ありがとうございました。本日頂戴した中間答申をもって、後日市長に御報告します。今後、この中間答申に対して、市議会議員からの意見聴取、及び市民の皆様からパブリックコメントによる、市民意見公募を行います。市議会議員からの意見聴取につきましては、中間答申の結果を12月議会に報告し、令和6年1月12日（金）までの間に実施予定です。

市民の皆様に対するパブリックコメントにつきましては、広報ふっさ12月1日号、及び市ホームページにて意見募集記事を掲載し、令和5年12月14日（木）から令和6年1月12日（金）の間、意見を募集する予定です。中間答申は、市内21施設で閲覧可能となるほか、市ホームページでも掲載します。パブリックコメントの募集期間終了後、第6回地域福祉推進委員会では、市民の皆様からいただいた御意見を取りまとめの上、お示しし、答申（案）を御審議いただきたいと思います。

5 その他

事務局：委員の皆様から何かありますでしょうか。なければ事務局から事務連絡があります。

事務局：1点目は、令和5年度第4回福生市地域福祉推進委員会 会議要録についてです。

資料3の「令和5年度第4回福生市地域福祉推進委員会 会議要録」を御覧ください。こちらは、前回の10月25日（水曜日）に開催しました第4回福生市地域福祉推進委員会の会議要録です。今回も、前回に続き、当日資料として配付しましたが、何かお気づきの点などがありましたら、11月24日（金）までに、社会福祉課福祉総務係まで御連絡くださいますようお願いします。特になければ、11月24日（金）以降、福生市ホームページに掲載する予定です。

2点目は、次回委員会の開催についての御案内です。次第を御覧ください。今後の

委員会の開催予定として、第6回及び第7回の開催予定日とそれぞれの予備日を記載しています。網掛けになっている日付が開催予定日で、第6回が「令和6年1月26日（金曜日）13時30分から」、第7回が「令和6年2月6日（火曜日）13時30分から」です。可能な限りこの日程で委員会を実施したいと存じますが、パブリックコメントの意見聴取の状況等によっては、予定日で開催できない場合もあるため、予備日を記載のとおり設定しているところです。最終的な委員会の開催日が確定次第、開催の遅くとも2週間前を目安に、改めて開催通知を御送付します。

6 閉会

事務局： 以上を持ちまして、令和5年度第5回福生市地域福祉推進委員会を終了します。

（午後2時53分 閉会）